

令和元年度 指定管理業務 実績評価シート

部課名 市民生活部市民協働課

施設名	弘前市町田地区ふれあいセンター
施設の設置目的	世代間の交流事業や高齢者に対する生きがいづくりの事業を行い、その保健福祉の向上を図るため。
所在地	弘前市大字町田一丁目4番地1
指定管理者名	町田地区ふれあいセンター運営委員会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

1 事業計画の実施状況

施設の設置目的を理解し、協定書、管理業務基準書及び事業計画書に基づいて、概ね適正な管理運営が実施されている。

また、利用者が快適に施設を利用できるよう、特に浴室内の衛生管理、屋内グラウンドの整備など、維持管理に努めている。

2 自主事業の実施状況

「ヨガ教室」(参加者7名)、「料理教室」(参加者7名)の2事業を実施した。地域住民の健康づくりや交流を図った。

3 市民サービス向上のための取組状況

浴室利用者が多いため、浴室の桶、椅子の清掃、足ふきマットを清潔に保つなど、衛生面に配慮した取組を確実に実施している。

屋内グラウンドの体育室では、でこぼこの穴ができる箇所の整地、水撒き、小石、ごみの除去などの整備を行っている。

また、室温の管理、用具を使用する際の安全確認の徹底、雑草取りなど、利用者が快適に施設を利用できるよう維持管理に努めている。

4 市民ニーズの把握の実施状況

利用者からの意見を把握するため、アンケート調査を実施。職員の接遇態度や施設の改善点などを調査した。

5 施設の利用状況（利用者数、稼働率など）

令和元年度の利用許可件数は704件、利用者数は33,199人となっており、前年度と比較すると、利用許可件数、利用者数ともに上回る数値となっている。

(参考: 平成30年度 利用許可件数658件、利用者数29,280人)

6 指定管理業務の収支状況

施設の管理に支障がないよう経費削減に努めながら、計画的な予算執行に努めている。

7 実地調査の結果

施設内外の維持管理、各種書類の作成・保管の整理、経理の状況等適正に実施されていた。

8 成果指標の達成度

利用件数…目標件数685件に対し、利用件数が704件のため、達成度は102.8%

利用者数…目標利用者数34,686人に対し、利用者数が33,199人のため、達成度は95.7%

9 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	利用者には、丁寧な対応と利用者の声を聞くよう心掛けている。 利用者ニーズの把握の為アンケートを実施した。	PR活動により広く利用者に周知、個人使用の促進にも努める。
施設の管理	A	利用者が快適に使用できるよう施設の安全対策に努める。 浴室の配管洗浄、塩素の適正管理等、衛生管理に努める。 体育室内窓ガラスの補修及びストップフィルターの清掃を実施した。	今後も、利用者が快適に利用できるよう、維持管理に努めていく。
経理の状況	A	帳票等は、現金と一緒に常に金庫に保管している。月報告をメールで送付、修理交換など職員ができるることは業者に依頼せず、経費の節約に努めた。	今後も、帳票等の適正な管理を行うとともに、計画的な支出に努める。
団体の財務状況	B	良好に推移している。	今後も、適正な状況維持に努めていく。

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	協定書・基準書等の内容を、概ね適正に実施している。利用者の立場に立った丁寧な対応に努めている。	今後も、適正な運営に努めていただく。
施設の管理	A	施設の快適な利用のため、特に浴室の衛生管理、屋内グラウンドの整備に努めるなど、施設内外の維持管理を徹底している。	今後も、適正な管理に努めていただく。
経理の状況	B	経費削減に努めながら、計画的な予算執行に努めている。	今後も、適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	B	安定した経理的基盤を有している。	今後も、安定した財務状況を維持していただく。

【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの（適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの）
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの（軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの）
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する